

平成26年度 第2回
三郷市景観審議会
報 告 資 料

平成27年2月13日（金）

三郷市役所 全員協議会室

目次

報告第1号 屋外広告物の規制・誘導の方針（案）について

報告第2号 屋外広告物の基準（案）について

報告第1号

屋外広告物の規制・誘導の方針（案）

赤字は前回検討案の変更（追加）箇所

1. 基本的な検討事項

- ①屋外広告物は、特定の施設等の案内や位置の表示などの機能を有し、規模や形態意匠、色彩、数量などが景観形成に大きな影響を与えています。
 - ⇒『屋外広告物法の目的である「良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止のため」の主旨に基づき条例案を作成します』
 - ⇒『三郷市景観計画と連携しながら良好な景観の形成を図るため、「三郷市屋外広告物条例」の制定を検討します』
 - ⇒『現行屋外広告物条例（埼玉県）を引き継ぎつつも、三郷市独自の広告物の基準を検討します』
- ②景観計画に定める重点地区における規制強化
 - ⇒『市の屋外広告物条例において、禁止地域・許可地域の見直し、あるいは新設を検討します』
- ③新たな広告形態に対する対応
 - ⇒『近隣市の調査研究等を進め、埼玉県電光式屋外広告物設置ガイドラインの活用を図ります』

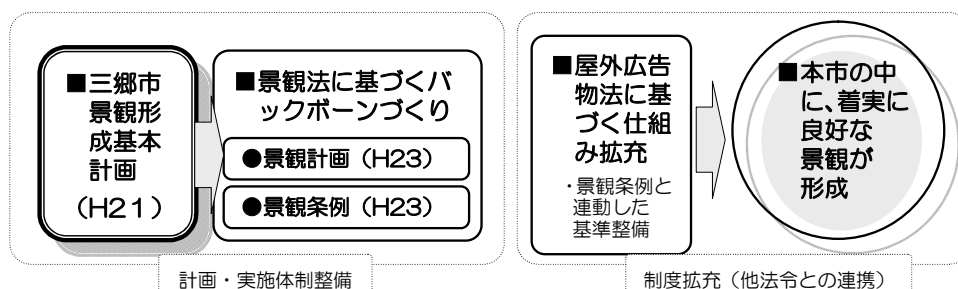
2. その他検討事項

- ①景観への影響が少ないと考えられる広告物（例：貼札等の小規模な広告物）の基準
 - ⇒『景観への影響が大きい広告旗の密集に対して、基準の適正化（強化）を図ります（その他の広告物については市条例に現行基準を取り込みます）』
- ②事務手続きなど
 - ⇒『県から市への条例移行による経過措置期間を検討します』
 - ⇒『景観審議会、景観アドバイザーの活用、その他の手法の導入、景観賞（屋外広告物部門）を検討します』

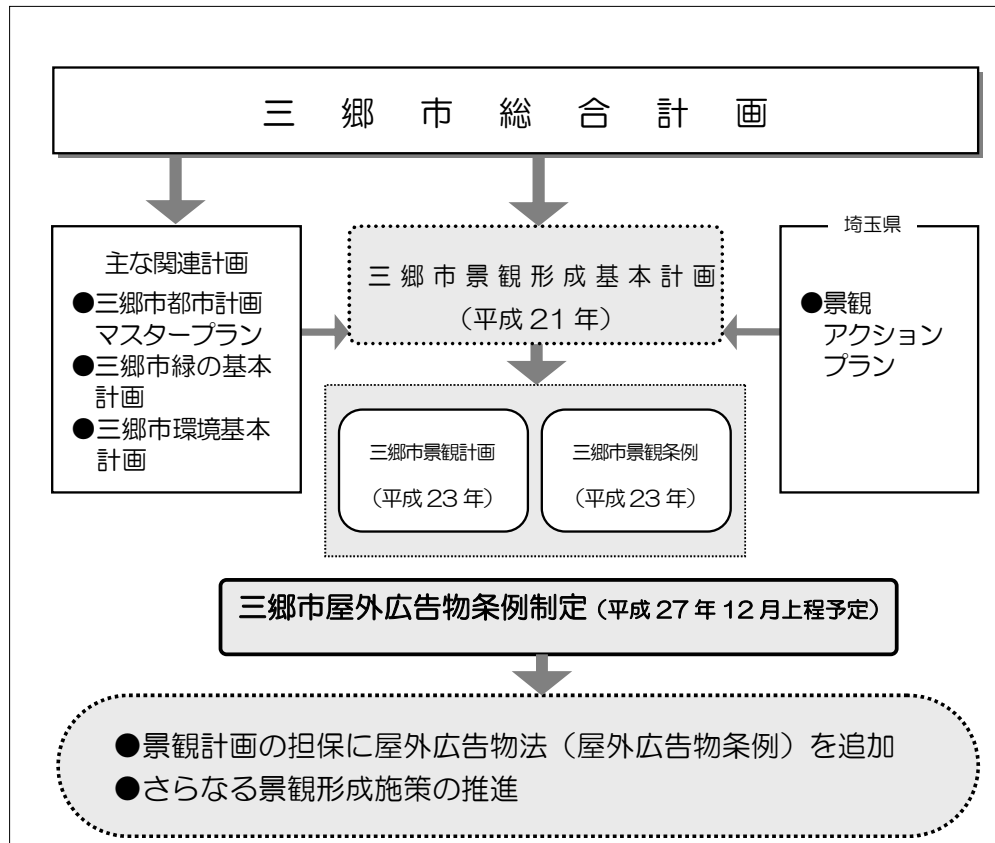
3. 期待される効果

上記方針を具体化し、三郷市景観計画の一部改正、及び三郷市屋外広告物条例の施行により

にぎわいのあるまちの表情や緑の豊かさが感じられる秩序のある広告景観をつくる



(参考) 条例の位置づけ



(参考) 三郷市景観計画 (屋外広告物条例制定とあわせて第7章の一部変更を予定)

【三郷市景観計画 (抜粋)】

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、特定の施設等の案内や位置の表示、または留意事項の説明等を行う機能を有しています。しかしながら、過度の規模や形態意匠、色彩、数量、不適切な配置等の広告物は、かえってその機能を損ねる場合もあり、良好な景観を形成する上で阻害要因ともなりかねません。したがって、一定の誘導等の基準を定めることが必要となります。

屋外広告物については、すでに埼玉県屋外広告物条例に基づき誘導等を行っていますが、建築物等に付帯する広告物は、建築物等と一体的に誘導することが望ましいと考えます。

そのため次のような考えに基づいて、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

- 建築物等に付帯する広告物は、景観計画の「建築物等の景観形成基準」に基づき、その他の広告物は、「埼玉県屋外広告物条例」を適切に運用することとします。
- また、三郷市の景観特性に基づく屋外広告物の誘導等を行うため、必要に応じて「三郷市独自の屋外広告物条例」制定の検討を行うものとします。